

平成 18 年度 「国連持続可能な開発のための教育の 10 年促進事業」 公募要項

1. 本事業の背景

ヨハネスブルグサミットにおいて日本政府が提案した「国連持続可能な開発のための教育(以下、「ESD」という。)の 10 年」が 2005 年に開始されました。我が国においては、2005 年 12 月に国連持続可能な開発のための教育の 10 年関係省庁連絡会議が発足し、本年 3 月に「わが国における国連持続可能な開発のための教育の 10 年実施計画」を決定しています。本事業は、同実施計画の中で ESD の 10 年の初期段階における重点取組事項の一つとして「地域における先進的な取組に対する支援」を掲げていることを踏まえ、文部科学省等関係機関と連携して実施するものです。

(注) 持続可能な開発のための教育：ESD = Education for Sustainable Development

ここで言う「教育」は、学校教育に限らず、子どもから大人まで、あらゆる年齢・立場の人々を対象としています。

詳細は、「わが国における国連持続可能な開発のための教育の 10 年実施計画」(平成 18 年 3 月関係省庁連絡会議決定)を参照下さい。

内閣官房ウェブサイト <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokuren/index.html>

2. 本事業の目的

地域に根ざした ESD 事業を企画・実施し、事業終了後も当該地域での ESD を継続できるような仕組みを生み出すとともに、そのプロセスと成果を公表することで、全国各地で様々な主体が ESD に取り組む際の、アプローチ・モデルを示すことを目指します。

3. 本事業の概要

(1) 事業概要

本事業は、平成 18 年度・19 年度の二段階で実施するもので、ESD 事業を実施する地域(以下、「採択地域」という)と、その活動を支援する全国事務局、そして 広域ブロックレベルで ESD を推進する地方環境パートナーシップオフィス(以下、「地方 EPO」という)の三者の活動で構成されます。

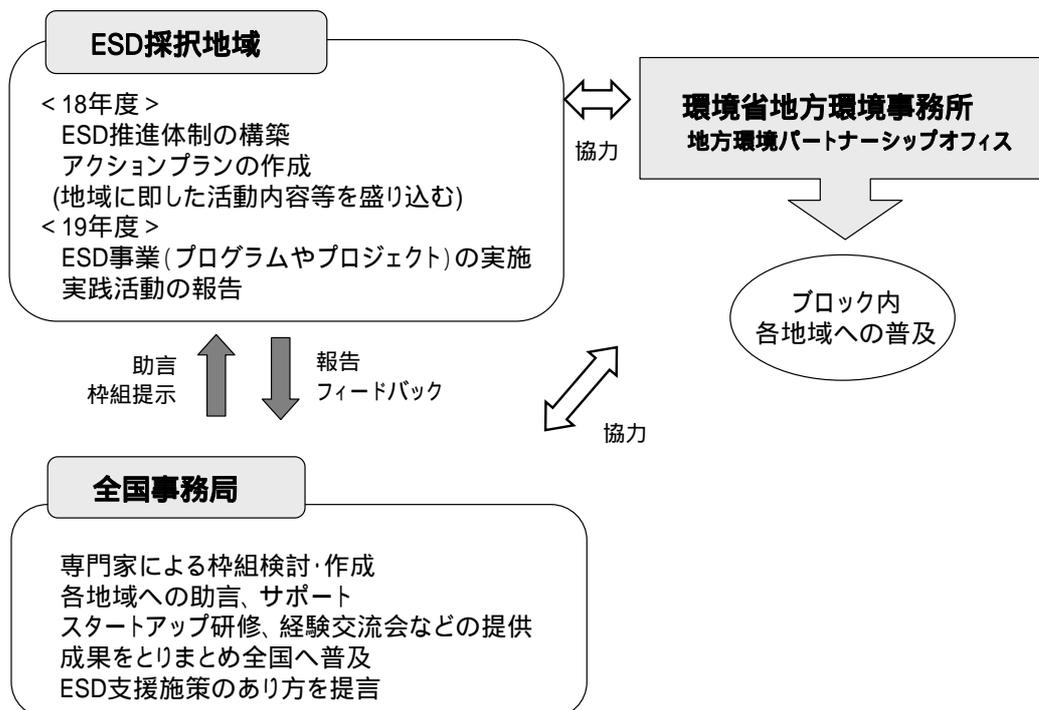
ESD の実施地域()は、18 年度の公募により 10 地域程度を採択、地域で ESD を推進するための体制を作り、次年度に向けたアクションプランを策定します。19 年度は、18 年度の採択地域の中から 4-5 地域が選出され、多様な主体の協働により、地域に根ざした ESD 事業(講座プログラムやプロジェクト等)を実施することが求められます。その際、事業終了後も、地域が継続的に ESD に取り組む仕組みを確立することが望まれます。従って本事業は、学習プログラムやカリキュラムを作成することのみが目的ではありません。

また、事業の実施に当たっては、全国事務局より、専門家の派遣やアドバイス、採択地域同士が学びあう場の提供などの支援を受けることができます。また、地方 EPO は採択地域とも協力しつつ、ブロック内に ESD を広める役割を担います。

(2) 事業実施金額

平成 18 年度は 1 地域 150 万円を上限とします。

ESD促進事業概要図

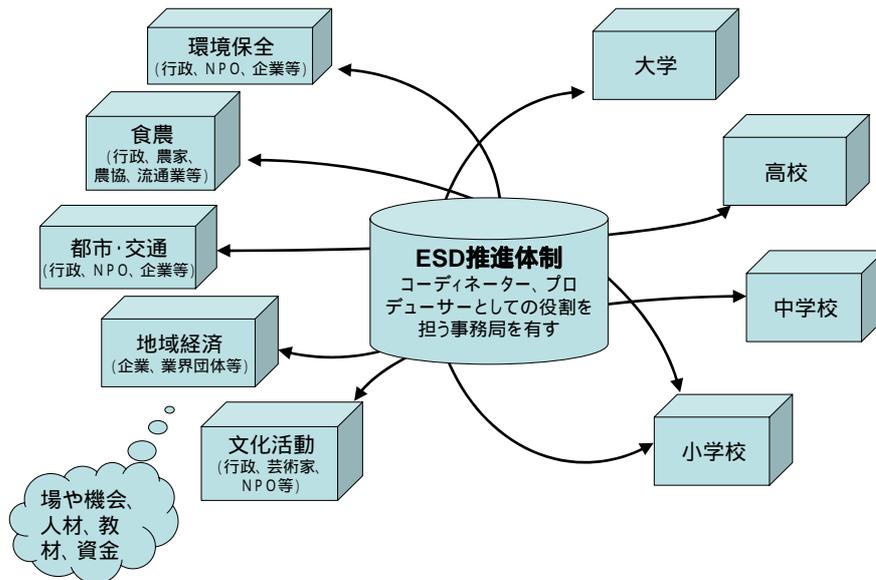


4. 本事業における ESD の課題認識と展望

環境・開発・人権・福祉・防災・平和など、ESD につながるテーマを扱った学習活動は、すでに各地で展開されています。ESD において重要なのは、これら個別の活動をつなぎ、総合的に発展させていくこと(*)です。そのためには、それらの活動や組織のコーディネーションを行う人材等が必要であるほか、個別の活動を行う主体間をつなぐ場や組織が必要となってきます。このような連携が成功している事例、例えば地域の人々の協力を得ながら展開されている総合的な学習の時間関連の取組や、様々な立場の人々が参画する環境まちづくりの活動なども、すでに全国各地に見られますが、継続的に取組が展開される仕組みが整備されているところは多くないのが現状です。地域に根ざした ESD を定着させていくには、学びの場の創出を地域で継続していくことができる仕組みづくりが欠かせません。

*) 詳細は、「わが国における国連持続可能な開発のための教育の 10 年実施計画」及び平成 17 年度環境省請負事業報告書「国連持続可能な開発のための教育の 10 年ガイドライン」をご参照ください。

環境省ウェブサイト <http://www.env.go.jp/policy/edu/desd.htm>



ESD採択地域におけるつながりのイメージ

5. 採択地域に期待される取組

採択地域は以下の3つの取組を実施することが求められます。

(1) 地域の ESD 推進体制の立ち上げ及びアクションプランの作成 (平成 18 年度)

- ・ 地域の多様な主体が参画する ESD 推進体制(「ESD 推進委員会」等)の立ち上げ(行政や教育委員会とは事業開始当初から密に連携すること)
- ・ ESD 推進委員会等地域の中で ESD のイメージの共有
- ・ 地域資源を把握した上で、それらを活用し、地域における多様な主体が参画する ESD 事業のアクションプランを作成
アクションプランを立てる上で、必要に応じ、いくつかの事業を試行することができます。

(2) 地域における ESD 事業の実践 (平成 19 年度)

- ・ 平成 18 年度に作成したアクションプランに沿って ESD 事業を実践
食と農業、里地里山保全、防災、子どもの居場所、地域福祉、学校教育支援、多文化共生など、多様なテーマが ESD の入り口となります。本事業では、環境の視点を盛り込みながらもそれだけに特化することなく、上に挙げたテーマを総合的に発展させる事業の企画・実施が期待されます。

(3) 実践報告書の作成 (平成 19 年度)

- ・ 活動を通して、地域の人々や拠点を繋ぎ、ESD を推進する体制を作っていくことが重要であるため、レポートには実施された ESD プログラムやプロジェクトに加え、2年間の活動プロセスや推進体制についても丁寧に記述。

6. 全国事務局等からの支援内容

採択地域は、本事業を効果的に推進するために、全国事務局から以下のような支援を受

けることができます。

(1) キックオフ会議の開催

全国の採択地域が集まり、スタートアップ研修を兼ねたキックオフ会議を開催する

(2) 事業のサポート

研修ワークショップの開催やプログラム作成に関するアドバイス、地域の仕組みづくりを行う上での相談など、地域において事業を進めていく各段階で必要なサポートが受けられる。

(3) 経験交流ワークショップの開催

採択地域が集まって、各地の進捗状況や課題を共有し、相互に学びあい、サポートし合うことを目的とした交流ワークショップを開催する。(1年目：1回、2年目：1~2回を予定)

また、全国事務局および地方 EPO は、採択地域における事業の広報等に努めます。

7. 公募対象

地域において本事業の中核的役割を担うことが期待される、法人格を有する団体(例：社会教育施設、大学、社会福祉協議会、公益法人、NPO 法人、市民活動サポートセンター等。)。なお、地方公共団体は対象となりません。

対象とする地域の範囲は任意とします(例：市町村レベル、学校区レベル等。)

8. 申請方法

10.申請書類に必要事項を記入し、平成 18 年 8 月 31 日(必着)までに、下記 11.提出先に郵送にて提出。

9. 今後の予定

平成 18 年	8 月 31 日	モデル地域公募締切り
	9 月中旬	選考・決定通知
	10 月中下旬	キックオフ会議
	秋～冬	各地にて取り組みスタート
平成 19 年	2 月中旬	経験交流ワークショップ 推進体制およびアクションプランの報告
	3 月中旬	2 年目の支援モデル地域の選定

10. 申請書類

- ・ 平成 18 年度「国連持続可能な開発のための教育の 10 年促進事業」応募用紙(別紙様式 1)
- ・ 申請団体概要(別紙様式 2)
- ・ その他参考となる資料

11. 問合せ先・申請書提出先

環境省総合環境政策局環境経済課 環境教育推進室
担当： 峯村(内 6271)

別添

住所：東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2

TEL：03-3581-3351（代表） FAX：03-3580-9568